

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第五十二号

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例

徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して規則で定める場合は、この限りでない。

### 附則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。